

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成28年12月5日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第12号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年10月13日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

## 損害賠償額の決定について

市は、交通事故による損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成28年10月13日専決

亀岡市長 桂川孝裕

### 記

- 1 損害賠償の額 171,171円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 22歳男性
- 3 事故の概要

平成28年5月11日午前9時18分頃、亀岡市曾我部町重利風ノ口5番地1の重利交差点において、市車両が国道372号から京都縦貫自動車道の側道を通り亀岡運動公園方面に向かうため右折したところ、重利交差点自転車横断帯を亀岡市街から京都学園大学方面に向かい自転車で走行中の相手方と接触し、打撲等を負わせた。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 171,171円
- 2 損害賠償の相手方 亀岡市在住 22歳男性

### 3 事故の概要

平成28年5月11日午前9時18分頃、亀岡市曾我部町重利風ノ口5番地1の重利交差点において、市車両が国道372号から京都縦貫自動車道の側道を通り亀岡運動公園方面に向かうため右折したところ、重利交差点自転車横断帯を亀岡市街から京都学園大学方面に向かい自転車で走行中の相手方と接触し、打撲等を負わせた。